

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

庁内各局部課長 殿

(参考送付先)

各附属機関の長

各地方機関の長

各都道府県警察の長

警察庁 丙備二発第35号、丙総発第22号

丙生企発第75号、丙刑企発第50号

丙交企発第67号、丙情企発第42号

令和3年6月10日

警察庁警備局長

警察庁長官官房長

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局長

警察庁交通局長

警察庁情報通信局長

緊急事態における警察庁の組織に関する細目について（通達）

緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号。以下「訓令」という。）に基づき、細目を下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「緊急事態における警察庁の組織に関する細目について」（平成31年4月1日付け警察庁丙備企発第120号ほか）は、廃止する。

記

1 対策本部等の編成及び任務分担の細目

(1) 緊急事態（新型インフルエンザ等が発生等した場合又は国内において鳥インフルエンザが人で発症した場合を除く。）において警察庁に設置される対策本部等の編成及び任務分担の細目は、事態に応じて次のとおりとする。

ア 長官を長とする緊急災害警備本部 別表1

イ 長官を長とする対策本部又は非常災害警備本部 別表2

ウ 次長を長とする対策本部又は特定災害警備本部 別表3

エ 主管局長を長とする対策本部又は災害警備本部 別表4

オ 主管課長を長とする対策室、災害警備連絡室又は災害情報連絡室 別表5

(2) 新型インフルエンザ等が発生等した場合において警察庁に設置される対策本部等の編成及び任務分担の細目は、次のとおりとする。

ア 長官を長とする対策本部 別表6

イ 次長を長とする対策本部 別表7

ウ 警備局長を長とする対策本部 別表8

エ 警備第二課長を長とする対策室 別表9

(3) 国内において鳥インフルエンザが人で発症した場合において警察庁に設置される対策室の編成及び任務分担は、(2)エと同様とする。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、対策本部等の長は、事態の具体的状況を踏まえ、別表1から別表9までに定めるところとは異なる編成及び任務分担とすることができる。

2 対策本部等の要員の指定等

訓令第3条第6項（訓令第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指定は、別表1から別表9までの体制の区分ごとに行うものとし、指定した者に異動があったときその他変更する必要があると認めるときは速やかに他の者を指定するものとする。当該指定が行われた場合には、内部部局の各課長は、主管課長に届け出るものとし、当該主管課長は、当該届出を取りまとめて、各課に配付するものとする。

3 大規模地震発生時等に参集する警察庁の内部部局の職員

- (1) 訓令第8条第1項第2号に規定する「別に定める者」とは、警備局長及び警備運用部長のほか、警備局長を長とする災害警備本部の要員としてあらかじめ指定された者とする。
- (2) (1)の規定に基づき参集することとなる警察庁の内部部局の職員のうち、遠方に所在することその他の事由により参集が著しく困難な者は、所属する課の長に連絡し、当該課の長は、警備第二課長と協議の上、必要な指示を行うものとする。
- (3) 訓令第8条第2項に規定する「その他の状況」とは、例えば政府に緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部が設置される場合等、同条第1項第2号に掲げる者のみでは当該事態に対処することが困難であると認められる場合とする。

4 大規模地震発生時等の参集場所

- (1) 訓令第8条第1項第1号に掲げる事態における同項柱書きに規定する「別に定める場所」とは、次のアからエまでに掲げる者に応じて、それぞれ次のように定める場所とする。

ア イからエまでに掲げる者以外の警察庁の内部部局の職員

訓令第6条第1項の警察庁庁舎

イ さいたま市並びに埼玉県川口市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、富士見市及び三芳町に居住する警察庁の内部部局の職員（長官を長とする緊急災害警備本部の要員に指定されている者及びエに掲げる者を除く。ウにおいて同じ。）

訓令第6条第2項の関東管区警察局庁舎

ウ 東京都武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、稲城市及び小平市に居住する警察庁の内部部局の職員

訓令第6条第2項の警察大学校

エ 警備第二課長が別に指名する者

警備第二課長が別に指定する場所

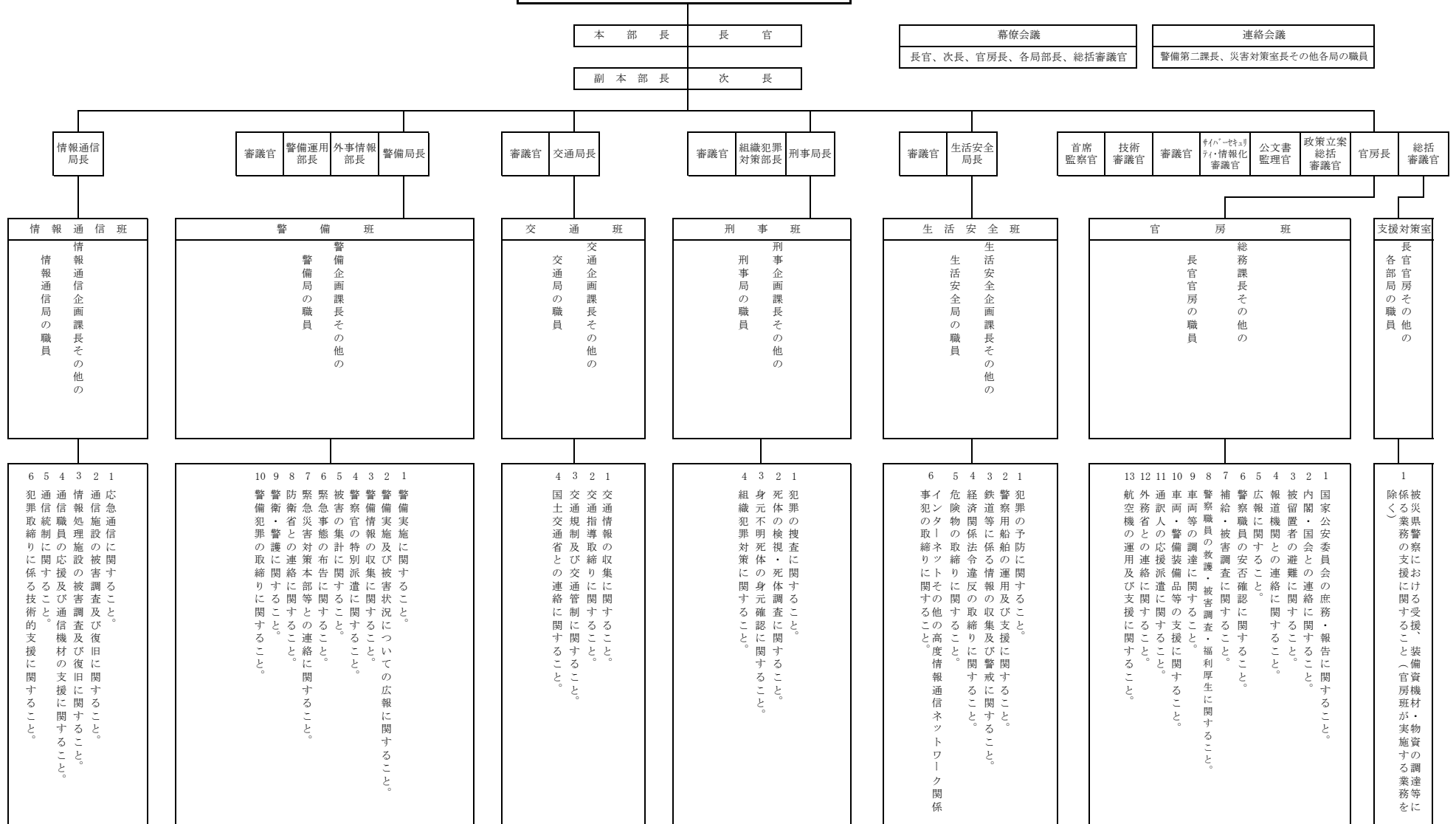
- (2) 訓令第8条第1項第2号に掲げる事態における同項柱書きに規定する「別に定

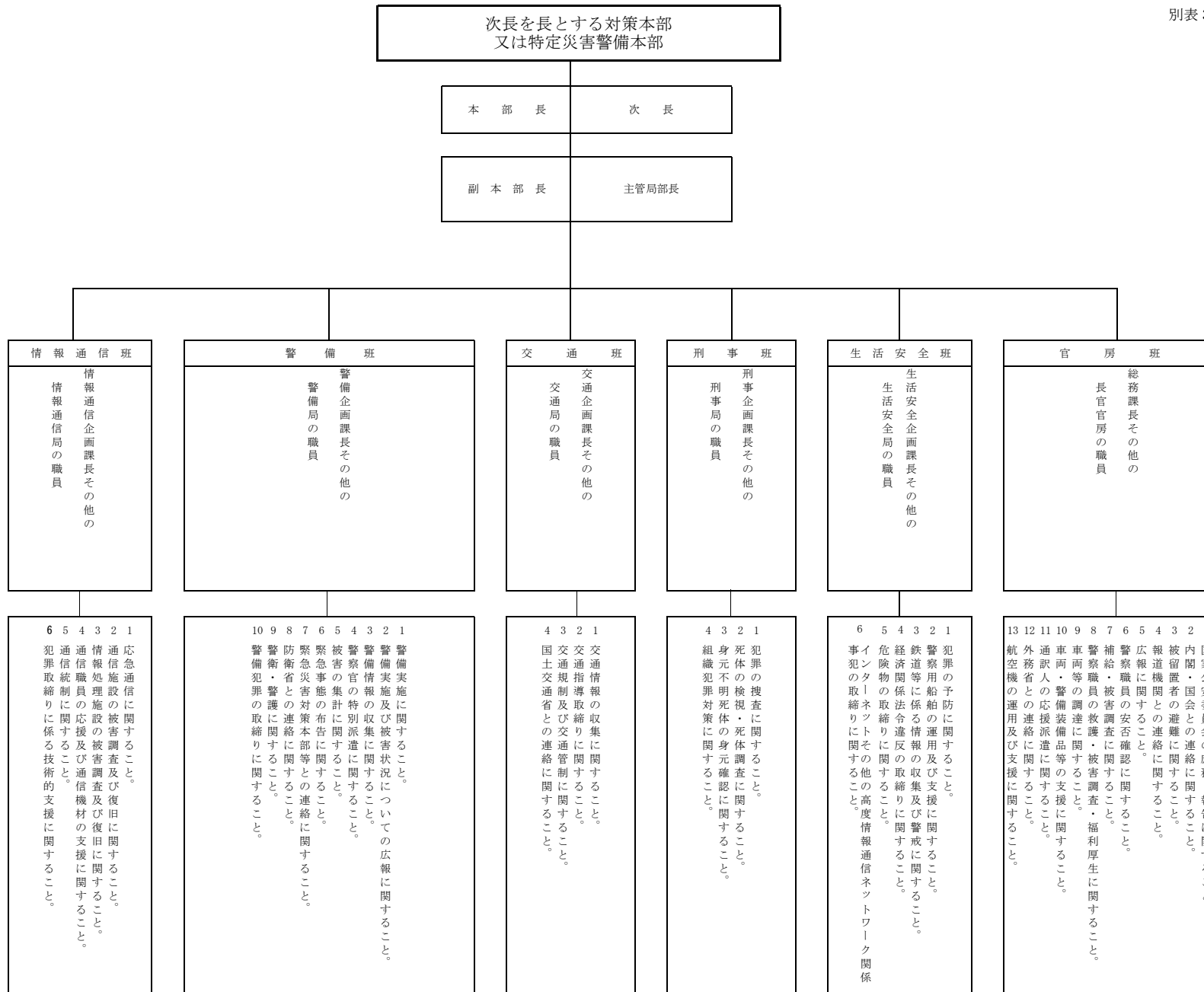
める場所」とは、警備第二課長が別に指名する者を除き、訓令第6条第1項の警察庁庁舎とし、警備第二課長が別に指名する者については、警備第二課長が別に指定する場所とする。

5 参集要員に対する周知徹底

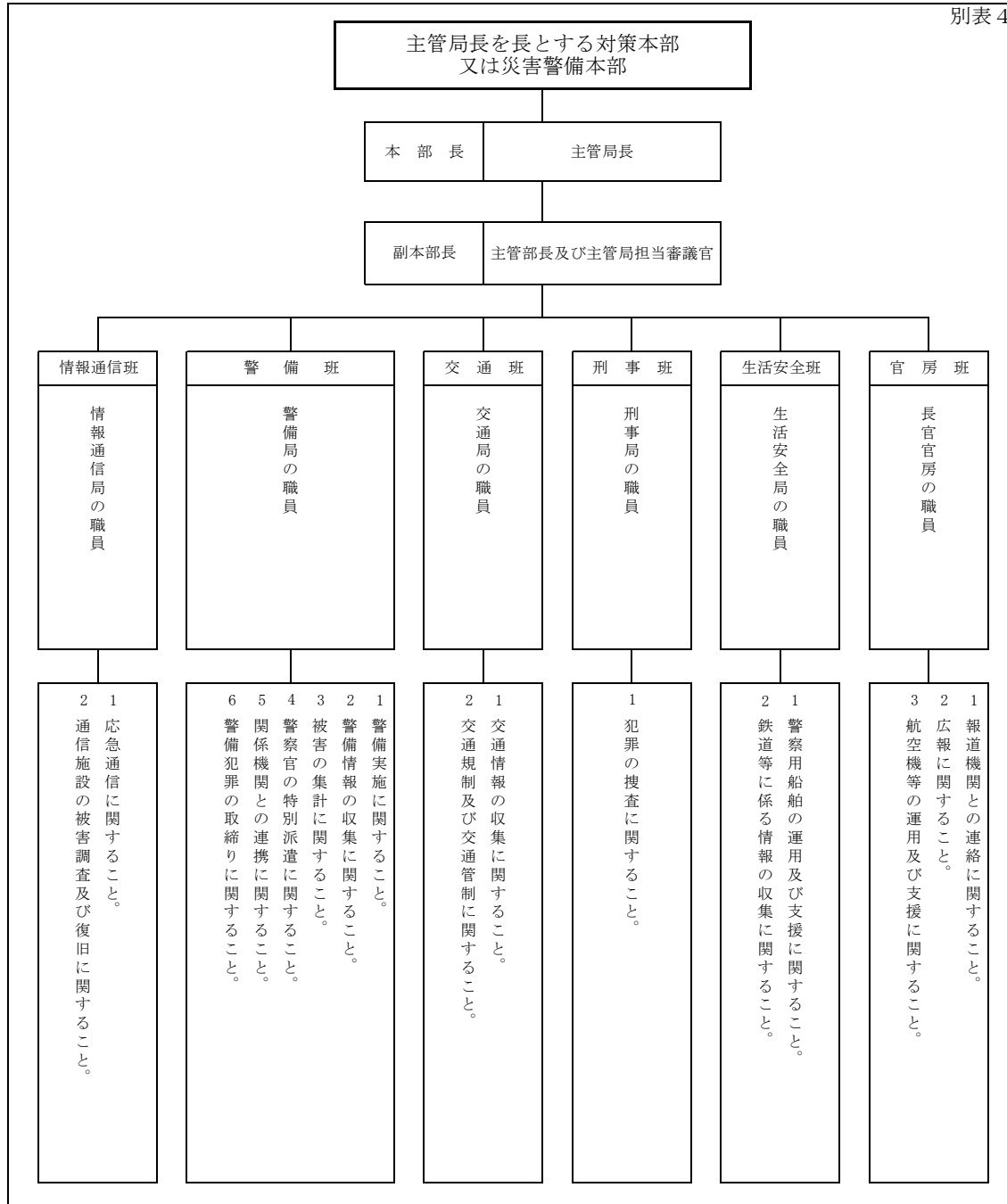
警察庁の内部部局の課長は、部内の職員のうち地震において参集することとされている者に対し、どのような場合に参集しなければならないかについて教養を実施するものとする。

長官を長とする緊急災害警備本部



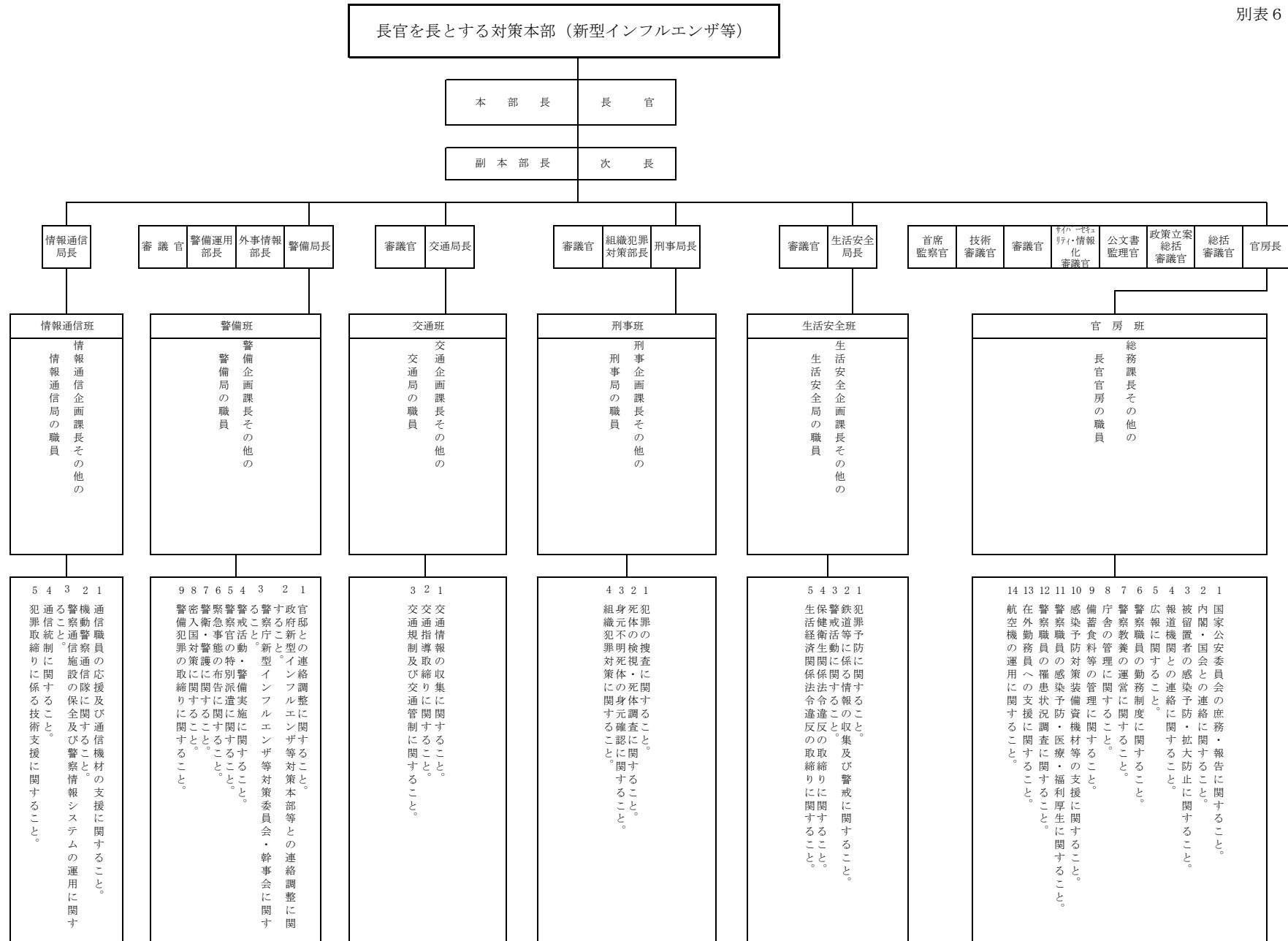


別表 4



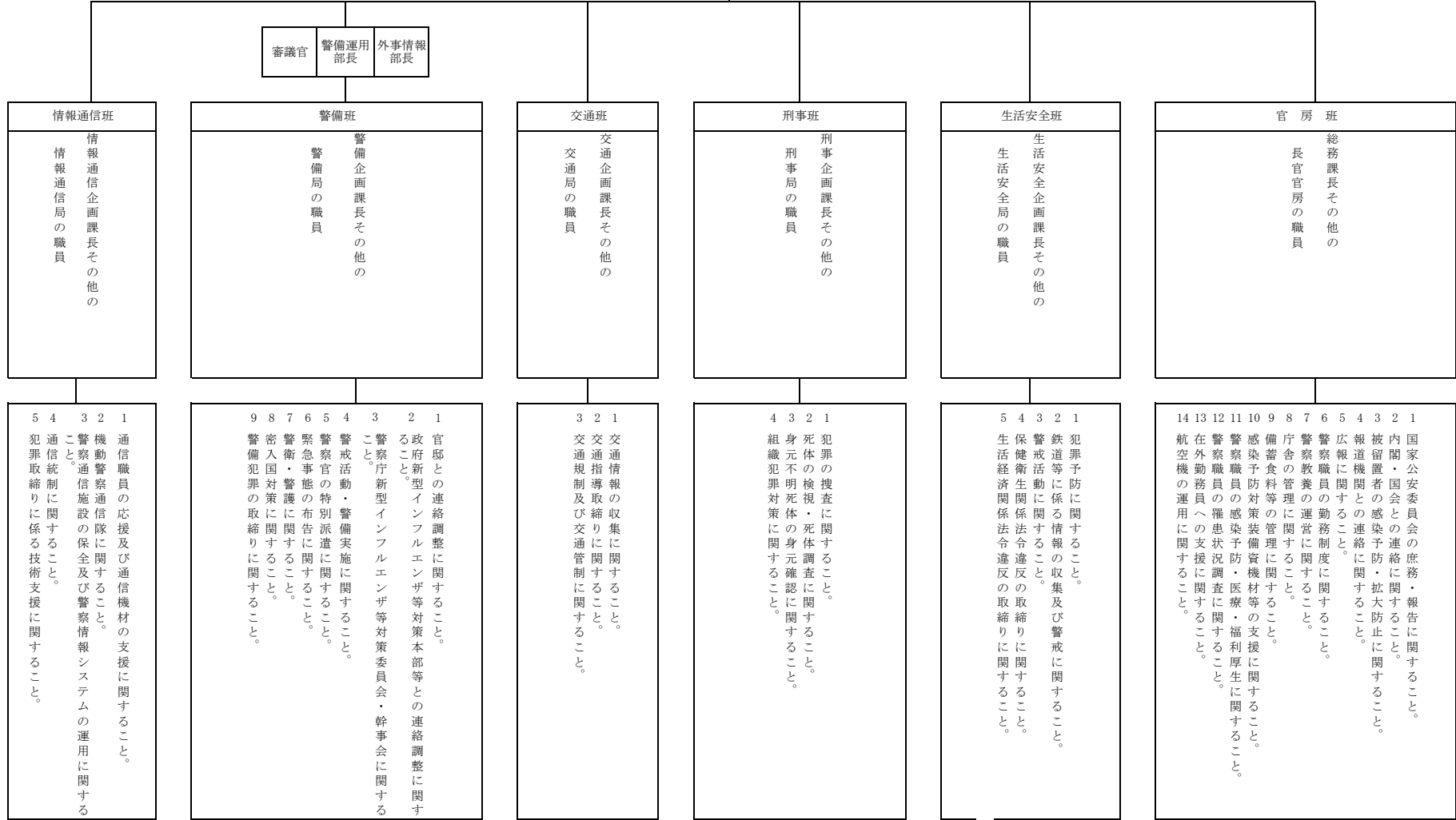
別表 5

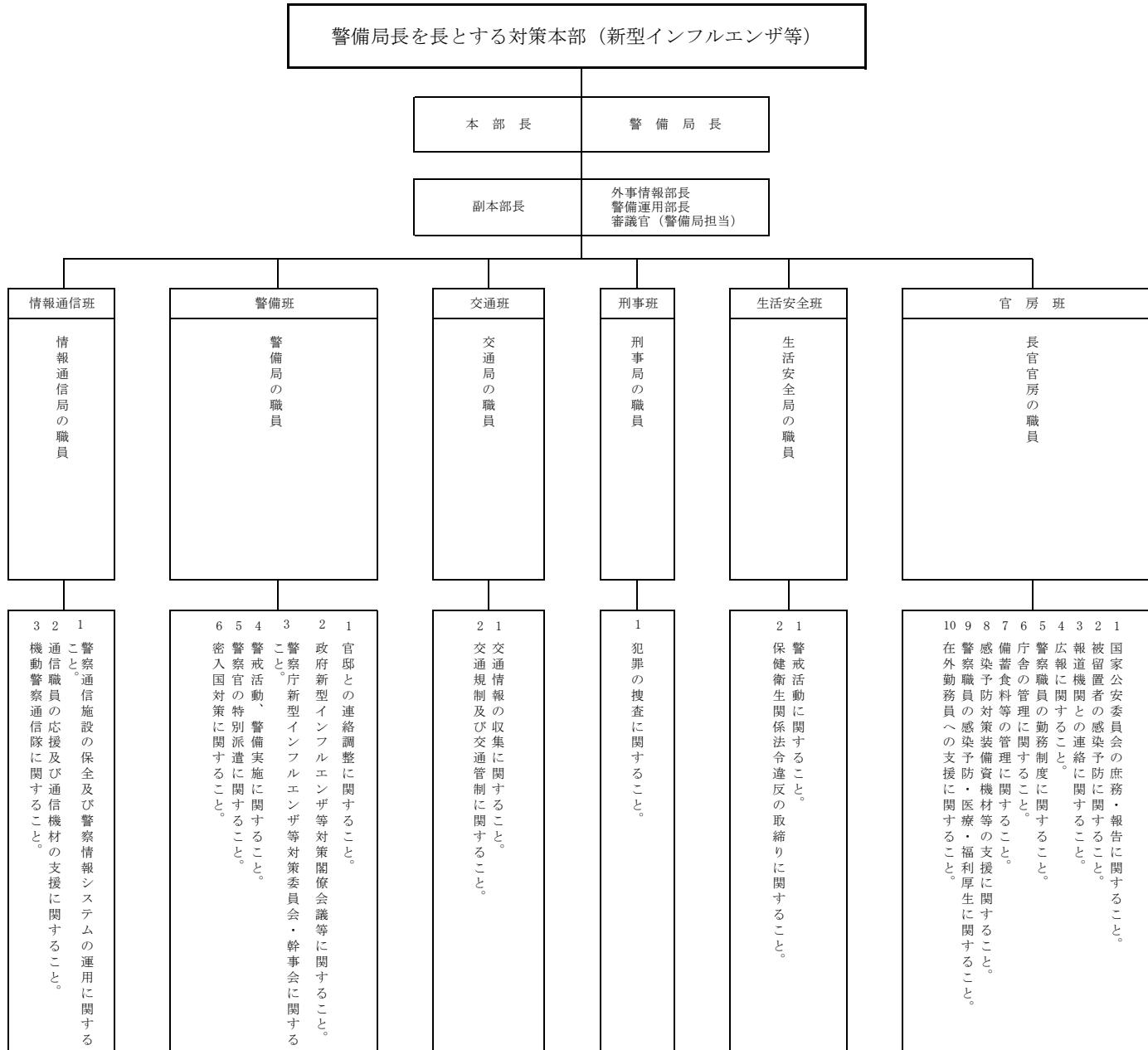




次長を長とする対策本部（新型インフルエンザ等）

本 部 長	次 長
副 本 部 長	警備局長





警備第二課長を長とする対策室
 (新型インフルエンザ等又は国内において鳥インフルエンザが人で発症した場合)

